

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構 部会規程

(目的)

第1条 本機構は、定款第3条の目的を遂行し、各専門領域の更なる進展を図ることを目的として、本規程の定めるところに従い、提言推進委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

(業務)

第2条 部会は、所定の専門領域において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究の推進
- (2) 研究成果の発表
- (3) 部会及びその構成員の交流の拡大
- (4) 本機構の提言活動、セミナー及び講演会の企画・実施などの諸活動への協力

(部会の設置)

第3条 本機構は、理事会の決議または理事総数の過半数以上の同意を得たうえで、部会を設置することができる。

- 2 会員である企業・団体の役職員2名以上の発起人（発起人全員が同一の企業・団体に属する場合を除く）が、部会を設置しようとする場合は、設置しようとする部会の部会名、設立目的・趣旨、担当理事の氏名、発起人の氏名その他所定の事項を記載した設立申請書を作成し、これを提言推進委員会委員長及び提言推進委員会担当理事宛に申請しなければならない。当該申請を受けた提言推進委員会委員長及び提言推進委員会担当理事が、当該部会の設置を相当と認めるときは、設立申請書をメール等適宜の手段で各理事に回覧し、理事会の決議または理事総数の3分の2以上の同意を得たうえで、当該部会を設置することができる。

(部会の運営)

第4条 部会の構成員は、提言推進委員会委員長及び提言推進委員会担当理事が、本機構の会員である企業・団体の役職員の中から選定する。

- 2 部会は、構成員の互選により部会長1名及び副部会長1名以上を定め、部会の運営にあたらせる。
- 3 部会が、他の企業・団体との連携など重要な活動を行う場合は、提言推進委員会委員長及び提言推進委員会担当理事の了承を得なければならない。
- 4 部会は、他の部会の専門領域と関連した活動を行うときは、当該部会と連携・調

整しなければならない。

- 5 部会が、部会の活動内容等を外部に公表する場合は、理事会の決議を経なければならない。

(活動報告)

第5条 部会長は、提言推進委員会委員長または提言推進委員会担当理事の求めに応じて、適宜、提言推進委員会にその活動内容を報告しなければならない。

(部会の解散)

第6条 部会は、担当理事及び部会長が提言推進委員会委員長及び提言推進委員会担当理事に解散届を提出し、提言推進委員会委員長及び提言推進委員会担当理事がこれを承認することにより解散する。

- 2 理事会は、部会の活動状況その他の事情を勘案し、その決議によって部会を解散させることができる。

(部会規程の変更)

第7条 本規程の変更又は廃止は、理事会の決議による。

制定日：2017年7月20日